営業時間短縮の協力要請に関するよくある質問と回答

作成 令和3年1月14日 更新 令和3年1月16日 更新 令和3年1月18日 更新 令和3年1月21日 更新 令和3年2月17日

【協力金の概要等について】

- Q1 協力金を支給する趣旨は
- A1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者 の皆様の協力に対し支給するものです。時間短縮に対する補償金として支給す るものではありません。
- Q2 酒類を提供する飲食店に対する時間短縮要請を行う理由は。
- A2 大人数や長時間における飲食の場、特に酒類を伴う会食の場での広がりが多数 見られます。会食の場そのものにリスクがありますが、特に酒類を伴う場合は、長 時間になりやすく、注意力も低下し感染防止対策が不十分となりやすいと考えら れることから、まずは酒類を伴う飲食店等に対して、営業時間短縮のご協力をお 願いするものです。

現時点では、21 時までの酒類の提供や、酒類を伴わない飲食の提供には営業時間短縮の要請は行いませんが、県民の皆様、事業者の皆様に感染防止対策の徹底を強くお願いするとともに、他の業態の事業者の皆様への営業時間短縮要請については感染状況を注視して見極めたいと思います。

- Q3 酒類を提供する飲食店等とは具体的にどのような業態を想定しているのか。
- A3 令和3年1月13日より前に、食品衛生法上の許可を受けた上で酒類を提供している飲食店または接待を伴う飲食店です。

<具体例>

- ・酒類を提供する飲食店:居酒屋、焼き肉屋、カラオケ店 など
- ・接待を伴う飲食店:スナック、バー、ホストクラブ、キャバクラ など なお、飲食スペースが屋外にある場合や宅配専門店、テイクアウト専門店、 イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカーは対象 外。
- Q4 感染者のうち、飲食の場で感染した方の割合はどの程度か。
- A4 年明けから先週末まで(1/1~1/8)で判明している感染経路のうち29%が飲食の場で感染されています。

- Q5 なぜ桑名市・四日市市、鈴鹿市のみに地域を限定するのか。
- A5 年明けから先週末まで (1/1~1/8) の感染状況を見ますと判明している感染経路のうち県外からの感染 25%、うち約半数が愛知県に由来するものとなっています。そのことから、まずは、愛知県から距離が近く、流入の可能性が高い北勢地域について検討しました。

その上で、国政調査のデータによると愛知県から桑名市、四日市市に通勤 通学により流入する人は県内市町の中でも非常に多く、全体の過半数を占め ており、加えて、直近一週間 (1/13 まで) の感染状況を見ると、桑名市が3 8人、四日市市が22人と多くの新規感染者が発生していることから対象と しました。

次に、鈴鹿市については全市町の中で最も多い306人の感染者が確認されているほか、直近一週間の感染者数が32人と北勢地域内では桑名市に次いで多く、今後の感染拡大の懸念が大きいと考えられることから対象としました。

なお、今回対象外とした市町についても、引き続き感染状況を注視していきたいと考えています。

- Q6 営業可能な時間を21時までとする理由は。
- A6 政府基本的対処方針では、緊急事態宣言対象区域に対しては酒類の提供の有無を問わず飲食店に対して20時までの時間短縮を求めることとされていますが、当県の感染状況および他県でのこれまでの取組等もふまえ、まずは21時までが適切であると考えています。

【対象事業者等について】

- Q7 協力金は、どのような事業者が対象となるのか。
- A7 事業要請の前日(令和3年1月13日)時点で、店舗の営業に必要な許可(要請期間中有効)等を所持したうえで、常態的に21時を越えて対象となる店舗(酒類を提供する飲食店等)を運営している事業者となります。

なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、または長期賃貸借し、常在する店舗の営業時間・営業内容に関する決定権を有するものです。

- Q8 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、宗教法人は協力金の対象となるか?
- A8 時短要請の対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。
- Q9 いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか?
- A9 大企業(みなし大企業)は対象となりません。

- Q10 営業委託を受けている事業者(名義は委託元)が、協力金を申請することは 出来ますか
- A10 本協力金の申請者は、飲食営業許可を受けた事業者としているため、原則として、飲食営業許可を受けている事業者が申請者となります。

ただし、業務委託契約が締結され、委託元事業者の了解がある場合は、委託先事業者からの申請を可能とします。

- Q11 ショッピングセンター内のフードコート全体を時短した場合、支給対象となりますか。
- A11 個々の店舗で酒類の提供があるか、従来から 21 時を越えた営業であるか等の 要件により判断しますので、フードコート全体が時短したからといって、全店舗一 律に協力金が支給されるわけではありません。
- Q12 旅館やホテル等の宿泊施設や、宿泊施設内にある酒類の提供を行うレストラン等も、21時までに飲食の提供をやめなければならないのか。
- A12 ホテルや旅館が宿泊者を対象として酒食を提供する場合は、時短要請の対象 ではありません。

また、旅館やホテル内の施設であっても、宿泊客以外のお客さんが来店する酒類の提供や接待を伴うレストラン等の場合21時までの営業としていただくようお願いいたします。

なお、宿泊者に対してルームサービスで飲食を提供する場合は、21時を越えて営業していただくことも構いません。

- Q13 24 時間営業しているネットカフェ、漫画喫茶など飲食業許可を得ており、飲食を 提供する施設であるが、完全個室となっているタイプのものも対象となるのか。
- A13 内閣官房からの事務連絡により、ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした 利用が相当数見込まれる施設については、特措法に基づく要請を行う施設の対 象外とされていることから、対象とはしません。
- Q14 通常時に21時を越えて営業している飲食店で、酒類を提供しない店舗だが、対象となるか。
- A14 大人数や長時間における飲食の場、特に酒類を伴う会食の場での感染拡大が確認されています。酒類を伴う場合は、長時間になりやすいだけでなく、注意力も低下し、感染防止対策が不十分となりやすいと考えられることから、今回の時短要請では、特に酒類を伴う飲食店を対象に行っています。

そのため、酒類を提供しない店舗は対象外となります。

- Q15 酒類を提供する飲食店が酒類の提供をやめる場合でも営業時間短縮の対象となるか。
- A15 通常時に21時以降、酒類を提供している飲食店(接待を伴う飲食店等を含む) が対象となります。

要請期間中の全期間において、一切の酒類の提供を行わない店舗については、 そもそも要請対象とならないことから、21時を越えて営業していただいて構いません。

ただし、この場合、協力金の対象とはなりません。

- Q16 酒類の提供を行う店は、21時以降の業務形態を変えても営業することは可能か。
- A16 対象となります。 施設内で飲食をしない営業形態、例えばテイクアウトやデリバリーのみに業態 転換するのであれば、21時を越えて営業していただいて構いません。
- Q17 時短要請期間前に酒類の提供を行っていなかった店舗が、時短要請期間中 は酒類の提供を行う営業形態に変更して、時短要請に応じるようにすれば協力 金は支給されるか?
- A17 要請期間の開始日の前日(令和3年1月13日)以前から継続して酒類の 提供を行っていなかった店舗には、協力金は支給されません。

【支給要件等について】

- Q18 時短要請期間中、すべての期間において時短営業を行わなければ、協力金が支給されないのか。
- A18 感染拡大阻止の趣旨に鑑み、要請期間の途中から時短営業を行った場合や途中で時短営業を中止した場合は、協力金の支給対象とはなりません。 休業要請期間中、すべての期間で要請に対応していただく必要があります。
- Q19 時短要請期間の途中に開業した場合、協力金支給の対象となるか?
- A19 時短要請期間の開始日の前日(令和3年1月13日)までに開業していることを 要件としていますので、対象となりません。
- Q20 対象地域内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか?
- A20 対象地域店舗に複数店舗あれば、要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支給します。

しかしながら、対象地域内にある全店舗を時短していただく必要があります。要請に応じていただいている店舗がある一方で、営業を続けている店舗がある場合は、協力金は支給されません。

ただし、対象地域外の店舗については、そもそも休業要請を行っていないことから、営業していただいても構いませんが、適切な感染防止対策をお願いします。

- Q21 飲食店の許可が失効していたが、協力金の対象となるか。
- A21 令和3年1月13日より前に、飲食店営業許可など、必要な許可を得ている必要があることから、許可が失効していた場合は対象となりません。
- Q22 時短ではなく、休業した場合でも協力金の対象となりますか。
- A22 対象事業者が、要請期間のすべての期間において、時短および休業していた だくことで支給対象となります。
- Q23 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したこととなるのか。
- A23 時短営業だけでなく、要請期間中に休業していただくことも要請に応じていただいたこととしています。 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。
- Q24 通常時は21時までの営業であるが、予約等により21時を越えて営業する場合 があるが、支給対象となるか。
- A24 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。

その結果、通常の営業終了時刻が21時を越えている店舗であれば、支給対象となります。

【申請資料等について】

- Q25 申請資料はいつ公表されるのか。
- A25 2月上旬を予定しています。今しばらくお待ちください。
- Q26 申請資料はどのように入手するのか。
- A26 県ホームページからダウンロードしていただけるほか、時短協力金事務局に 返信先を記載し、必要な額の切手を貼った返信用封筒(角型2号)を送付いた だいた場合、郵送いたします。 送付先および必要な切手額については、後日、発表します。
- Q27 開業間もないため、確定申告書がないが、どうしたらよいか。
- A27 基本的には確定申告書の提出をお願いしていますが、やむを得ない理由により、確定申告書または市(町)民税・県民税申告書が提出できない場合は、法人設立届、営業実績のある直近3カ月の月末締め経理帳簿等を提出していただくこととなりますが、詳しくは、申請受付要項に記載する予定ですので、そちらを参照してください。

【その他】

- Q28 酒類等のオーダーストップは1時間前で良いのか。
- A28 オーダーストップについては、今回の時短要請では、閉店1時間前に限定しません。お客様が混乱せず、21時までに閉店できるよう、オーダーストップ時刻を設定してください。
- Q29 21 時以降、お客さんが残っているものの、酒食の提供を行っていない場合、 要請に応じたこととなり、支給対象となりますか。
- A29 21 時に完全に閉店していただく必要があるため、対象となりません。適切なラストオーダーの時間設定やお客さんへの閉店時間の周知等をお願いします。
- Q30 時短営業を示す「張り紙」が県 HP にあるが、この張り紙を使用しなければならないのか。
- A30 時短要請に応じていただくにあたっては、お客さんに、
 - ・県の要請に応じていること
 - ・通常の営業時間ではなく、期間中は営業時間が21時までであること を周知していただく必要があります。

必ず、県 HP に掲載する張り紙を使用する必要はありませんが、張り紙に必要な 事項が記入されていないと協力金が支給されないことがありますので、ご注意くだ さい。

- <張り紙に掲載必要な事項>
- ・県の要請に応じていること
- 実施期間(=要請期間)
- ・要請期間中は、21 時までで閉店すること
- ・従来の営業時間からの変更を明記
- ・店舗名(住所含む)
- Q31 前回の休業協力金のように、施設名を公表するのか。
- A31 検討中ですが、公表する可能性があります。
- Q32 いつ頃支給されるのか。
- A32 審査のうえ、順次、支給を開始しますが、2月下旬頃からの開始になると考えています。